

福岡県公報

平成31年4月2日
第4081号

目次

告示 (第280号 - 第293号)

- 道路の区域の変更 (道路維持課) 1
- 福岡県領収証紙売りさばき人の指定の取消し (会計管理局会計課) 2
- 福岡県領収証紙売りさばき人の指定 (会計管理局会計課) 2
- 福岡県における飼料作物の奨励品種、早晚性、奨励する地帯及び主な利用方法 (畜産課) 2
- 福岡県看護師等修学資金貸付金 (滞納者分) の債権回収業務委託に係る告示 (医療指導課) 3
- 福岡県母子寡婦福祉資金貸付金 (滞納者分) の債権回収業務委託に係る告示 (児童家庭課) 3
- 福岡県農業改良資金及び林業・木材産業改善資金貸付金 (滞納者分) の債権回収業務委託に係る告示 (団体指導課) 4
- 福岡県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸付金 (滞納者分) の債権回収業務委託に係る告示 (高校教育課) 4
- 土砂災害警戒区域の指定の解除 (砂防課) 4
- 土砂災害特別警戒区域の指定の解除 (砂防課) 4
- 土砂災害警戒区域の指定の解除 (砂防課) 4
- 県営住宅の家賃及び敷金並びに県営住宅駐車場の利用料金及び保証金の徴収事務の委託 (県営住宅課) 5
- 介護保険法に基づく指定市町村事務受託法人の事務所の廃止の届出 (介護保険課) 5
- 保安林指定施業要件変更森林の所在場所等 (農山漁村振興課) 5

公 告

- 大規模小売店舗立地法附則第5条第1項の規定に基づく変更の届出 (中小企業振興課) 5
- 大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等 (中小企業振興課) 6
- 大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等 (中小企業振興課) 7
- 土地改良区の役員の退任 (農村森林整備課) 7
- 特定開発行為の許可に係る対策工事等の完了 (砂防課) 7
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) 8
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) 8
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) 8
- 都市計画の図書の写しの縦覧 (都市計画課) 8

公安委員会

- 猟銃及び空気銃の所持に関する講習会 (初心者に対する講習会) の開催 (警察本部生活保安課) 8
- 猟銃及び空気銃の所持に関する講習会 (経験者に対する講習会) の開催 (警察本部生活保安課) 9
- 猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習の開催 (警察本部生活保安課) 9
- 年少射撃資格の認定のための講習会 (年少射撃資格講習会) の開催 (警察本部生活保安課) 10

告 示

福岡県告示第280号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成31年4月2日

福岡県知事 小川 洋

県土整備 事務所名	道路の 種類	路線名	変 更 前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
那 珂 県道		筑紫野 太宰府 線	前	筑紫野市大字山家2877番 1先から 筑紫野市大字山家2880番 1先まで	13.4 ～ 25.0	58.3
			後	筑紫野市大字山家2877番 1先から 筑紫野市大字山家2880番 1先まで	12.7 ～ 24.2	58.3

福岡県告示第281号

次のように福岡県領収証紙の売りさばき人の指定を取り消したので、福岡県領収証紙条例（昭和39年福岡県条例第48号）第3条第2項の規定により告示する。

平成31年4月2日

福岡県知事 小川 洋

売りさばき人 証番号	売りさばき人の 住所及び氏名	売りさばき所	取消年月日
514	田川市大字伊田4551 木下酒類販売株式会社	田川市大字伊田4551 木下酒類販売株式会社	平成31年 3月29日

福岡県告示第282号

福岡県領収証紙条例（昭和39年福岡県条例第48号）第3条第1項の規定に基づき、次のように福岡県領収証紙の売りさばき人を指定したので、同条第2項の規定により告示する。

平成31年4月2日

福岡県知事 小川 洋

売りさばき人 証番号	売りさばき人の 住所及び氏名	売りさばき所	指定年月日

539	築上郡上毛町大字垂水1321番 地1 上毛町	築上郡上毛町大字垂水1321番 地1 上毛町役場 会計室	平成31年 3月18日
-----	------------------------------	------------------------------------	----------------

福岡県告示第283号

福岡県における飼料作物の奨励品種、早晚性、奨励する地帯及び主な利用方法を定めたので、次のように告示する。

福岡県における飼料作物の奨励品種、早晚性、奨励する地帯及び主な利用方法（平成30年4月福岡県告示第353号）は廃止する。

平成31年4月2日

福岡県知事 小川 洋

種 類	品 種	早晚性	奨励する地帯	主な利用方法
イタリアン ライグラス	あかつき	極 早 生	県内全域	サイレージ・乾草
	タチワセ	早 生	〃	サイレージ・乾草
	タチマサリ	早 生	〃	サイレージ・乾草
	ニオウダチ	早 生	〃	サイレージ・乾草
	いなずま	早 生	〃	サイレージ・乾草
	ゼロワン	早 生	〃	サイレージ・乾草
	タチムシャ	中 生	〃	サイレージ・乾草・生草
	スプリングロール	中 生	〃	サイレージ・乾草
	さつきばれEX	中 生	〃	サイレージ・乾草
	ジャイアント	中 晩 生	〃	サイレージ・乾草
	マンモスイタリアンB	中 晩 生	〃	サイレージ・乾草・生草
	エース	晩 生	〃	サイレージ・生草
	ムサシ	晩 生	〃	サイレージ・乾草
青刈えん麦	ウルトラハヤテ韋駄天	超極早生	〃	サイレージ・乾草・生草
	スーパーハヤテ隼	極 早 生	〃	サイレージ・乾草・生草
	アーリーキング	極 早 生	〃	サイレージ・乾草・生草

青刈大麦	ワセドリ2条	極早生	〃	サイレージ（ホールク ロップ）
	はるか二条	早中生	〃	サイレージ（ホールク ロップ）
青刈とうも ろこし	SH4681（スノーデント 115）	早生	〃	サイレージ（ホールク ロップ）
	KD641（ゴールドデン トKD641）	早生	〃	サイレージ（ホールク ロップ）
	P2088（パイオニア118 日）	早中生	〃	サイレージ（ホールク ロップ）
	ゆめそだち	中生	〃	サイレージ（ホールク ロップ）
	30D44（パイオニア135 日）	晩生	〃	サイレージ（ホールク ロップ）・二期作用
青刈ソルガ ム	SX-17（スタックス 316）	早生	〃	サイレージ・生草
	HS-G（タキイのハイ ブリッドソルゴー）	早中生	〃	サイレージ・生草
	Sugar Graze（シュガー グレイズ）	中晩生	〃	サイレージ・生草
	SG-1A（甘味ソル ゴー）	中晩生	〃	サイレージ・生草
	FS902（ビッグシュガー ソルゴー）	晩生	〃	サイレージ・生草
スーダング ラス	HS-K1（ヘイスーダ ン）	極早生	〃	サイレージ・乾草
	シュガースリム	早生	〃	サイレージ・乾草
	KCS-207（サマーペー ラー細莖）	早生	〃	サイレージ・乾草
	TR-92（ドライスーダ ン）	早中生	〃	サイレージ・乾草
	HS-9401（ベールスー ダン）	中生	〃	サイレージ・乾草
	ロールキング	晩生	〃	サイレージ・乾草
ローズグラ ス	カタンボラ	中生	〃	サイレージ・乾草
青刈ひえ	グリーンミレット中生	中生	〃	サイレージ・生草
	青葉ミレット	中生	〃	サイレージ・生草

オーチャード グラス	アキミドリⅡ	極早生	〃	放牧・採草
	ナツミドリ	早生	〃	放牧・採草
しろクロー バ	フィア	早生	〃	放牧
あかクロー バ	ケンランド	早生	〃	放牧・採草
バビアグラ ス	ペンサコラ	早生	〃	放牧
稲発酵粗飼 料用稲	モグモグあおば（西海 飼262号）	晩生	〃	サイレージ（ホールク ロップ）
	タチアオバ（西海飼253 号）	極晩生	〃	サイレージ（ホールク ロップ）
	たちすずか（中国飼198 号）	極晩生	〃	サイレージ（ホールク ロップ）

福岡県告示第284号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、福岡県看護師等修学資金貸付金の債権回収業務を次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成31年4月2日

福岡県知事 小川 洋

- 1 委託先 ニッテレ債権回収株式会社
- 2 所在地 東京都港区芝浦三丁目16番20号
- 3 委託期間 平成31年4月1日から令和2年3月31日まで

福岡県告示第285号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、福岡県母子父子寡婦福祉資金貸付金の債権回収業務を次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成31年4月2日

福岡県知事 小川 洋

- 1 委託先 ニッテレ債権回収株式会社

- 2 所在地 東京都港区芝浦三丁目16番20号
3 委託期間 平成31年4月1日から令和2年3月31日まで

福岡県告示第286号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、福岡県農業改良資金及び林業・木材産業改善資金貸付金の債権回収業務を次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成31年4月2日

福岡県知事 小川 洋

- 1 委託先 ニッテレ債権回収株式会社
2 所在地 東京都港区芝浦三丁目16番20号
3 委託期間 平成31年4月1日から令和2年3月31日まで

福岡県告示第287号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、福岡県高等学校校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸付金の債権回収業務を次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成31年4月2日

福岡県知事 小川 洋

- 1 委託先 ニッテレ債権回収株式会社
2 所在地 東京都港区芝浦三丁目16番20号
3 委託期間 平成31年4月1日から令和2年3月31日まで

福岡県告示第288号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づき指定した土砂災害警戒区域（平成26年3月福岡県告示第224号）のうち、次の土地の区域の指定を解除するので、同条第6項において準用する同条第4項の規定により公示する。

平成31年4月2日

福岡県知事 小川 洋

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
和白丘3丁目(1)-1	福岡市東区和白丘三丁目（別紙図面1に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
和白丘3丁目(1)-2	福岡市東区和白丘三丁目及び四丁目（別紙図面2に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

備考 別紙図面1及び2は省略し、その図面を福岡市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第289号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定に基づき指定した土砂災害特別警戒区域（平成26年3月福岡県告示第225号）のうち、次の土地の区域の指定を解除するので、同条第9項において準用する同条第4項の規定により公示する。

平成31年4月2日

福岡県知事 小川 洋

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
和白丘3丁目(1)-2	福岡市東区和白丘三丁目及び四丁目（別紙図面2に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面2に記載する表のとおり

備考 別紙図面2は省略し、その図面を福岡市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第290号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づき指定した土砂災害警戒区域（平成25年12月福岡県告示第1902号）のうち、次の土地の区域の指定を解除するので、同条第6項において準用する同条第4項の規定により公示する。

平成31年4月2日

福岡県知事 小川 洋

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
御所ヶ谷-2	福岡市中央区御所ヶ谷（別紙図面1に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

備考 別紙図面1は省略し、その図面を福岡市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第291号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、福岡県営住宅家賃及び敷金並びに福岡県営住宅駐車場の利用料金及び保証金の徴収事務を次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成31年4月2日

福岡県知事 小川 洋

- 委託先 福岡県住宅供給公社
- 所在地 福岡市中央区天神五丁目3番1号
- 委託期間 平成31年4月1日から令和6年3月31日まで

福岡県告示第292号

介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第11条の3第1項の規定に基づき、指定市町村事務受託法人から廃止の届出があったので、同令第11条の6第2号の規定により次のように公示する。

平成31年4月2日

福岡県知事 小川 洋

事務所の廃止

事務所の名称	所在地	廃止年月日
有限会社 医療福祉評価センター	福岡市博多区博多駅東2-6-1 九勸筑紫通ビル9階	平成31年3月31日

福岡県告示第293号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をするので、同法第33条の3の規定に基づいて同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成31年4月2日

福岡県知事 小川 洋

- 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的次に掲げる告示で定めるところによる。

平成2年6月福岡県告示第962号

- 変更に係る指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法
変更しない。
- (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び須恵町役場に備え置いて縦覧に供する。）

公 告**公告**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項の規定に基づく変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び飯塚中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成31年4月2日

福岡県知事 小川 洋

- 届出年月日
平成31年3月14日
- 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - (1) 名称 ホームプラザナフコ直方店

(2) 所在地 直方市大字下境字牟田876番1 外

3 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

変更前		変更後	
	8,697㎡		9,229㎡

4 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

変更前		変更後	
位置	収容台数	位置	収容台数
敷地南西側	113台	敷地南西側	115台
合計	113台	合計	115台

(2) 駐輪場の位置及び収容台数

変更前		変更後	
位置	収容台数	位置	収容台数
ナフコ棟西側	10台	敷地南西側	20台
西海岸棟南側	10台	西海岸棟南側	10台
合計	20台	合計	30台

(3) 荷さばき施設の位置及び面積

変更前		変更後	
位置	面積	位置	面積
ナフコ棟北側	50㎡	ナフコ棟北側	84㎡
ナフコ棟北東側	18㎡	ナフコ棟西側	80㎡
ナフコ棟南東側	50㎡	ナフコ棟南東側	60㎡
西海岸棟北東側	24㎡	西海岸棟北東側	24㎡
合計	142㎡	合計	248㎡

(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

変更前		変更後	
位置	面積	位置	面積
ナフコ棟北側	5.62㎡	ナフコ棟北側	31.5㎡
ナフコ棟南東側	6.48㎡	ナフコ棟南東側	31.5㎡

ナフコ棟南東側	1.2㎡	西海岸棟北東側	6.6㎡
ナフコ棟南東側	13.2㎡	-	-
西海岸棟北東側	6.6㎡	-	-
合計	33.1㎡	合計	69.6㎡

4 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者	変更前	変更後
株式会社ナフコ	午前8時00分～ 午後8時00分	午前7時00分～ 午後9時00分
日本ファイバー株式会社	午前10時00分～ 午後7時00分	午前10時00分～ 午後7時00分

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

変更前	変更後
午前7時30分～午後8時30分	午前6時30分～午後9時30分

(3) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

変更前	変更後
午前7時00分～午後8時00分	午前6時00分～午後10時00分

(4) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

変更前	変更後
5箇所	5箇所

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成31年4月2日

福岡県知事 小川 洋

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - (1) 名称 (仮称) ドラッグストアモリ宗像稲元店
 - (2) 所在地 宗像市稲元二丁目322番1 外
- 2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要
 - (1) 駐車需要の充足等交通に関する事項
 - ・周辺道路への路上駐車、渋滞の解消に努めること。
 - (2) 歩行者の通行の利便の確保等
 - ・歩行者の安全確保に十分配慮すること。
 - ・児童生徒の通学に十分注意すること。
 - (3) 廃棄物減量化及びリサイクルについての配慮、廃棄物に係る事項等
 - ・事業活動に伴って生じた廃棄物は自己処理責任に基づき適正に処理すること。
 - ・ごみ減量及びリサイクルに努めること。
 - ・ごみの排出・集積場所の衛生管理(ごみの散乱、悪臭防止等)に努めること。
 - ・資源物回収ボックスの設置をお願いする(ボックスは市が貸与)。
 - (4) 防災・防犯対策への協力
 - ・駐車場等死角ができないよう街灯等の設置をする等、防犯対策を充分に行うこと。
 - (5) 騒音の発生に係る事項
 - ・騒音、振動規制法及び環境基本法の基準以下の騒音であっても、できる限り近隣住民の迷惑にならないよう配慮すること。
 - (6) 街並みづくり等への配慮等
 - ・景観については、建築物等が宗像市景観計画に適合したものとすること。
 - ・屋外広告物については、設置前に許可を受けること。路上への設置は道路占用となり、これは基本的には許可できない。
 - (7) その他
 - ・意見なし

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第2項の

規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成31年4月2日

福岡県知事 小川 洋

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - (1) 名称 スーパーセンタートライアル福岡空港店
 - (2) 所在地 糟屋郡志免町大字別府字カジ546番1 外
- 2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要
意見なし

公告

山田土地改良区から役員の退任の届出があったので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成31年4月2日

福岡県知事 小川 洋

退任理事

氏 名	住 所
杉元 利明	豊前市大字四郎丸1828番地4

公告

次の特定開発行為の許可に係る対策工事等が完了したので、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第18条第3項の規定により公告する。

平成31年4月2日

福岡県知事 小川 洋

開発区域（工区）に含まれる地域の名称	特定開発行為の許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
土砂災害特別警戒区域 和白丘3丁目(1)-2地区	福岡市博多区御供所町1-1 積水ハウス株式会社 福岡支店 支店長 笹井 義弘

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成31年4月2日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
行橋市大字長音寺字大典62番1及び62番3から62番23まで
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
北九州市小倉北区馬借一丁目16番12号シャルム中島102
有限会社ECエステート
代表取締役 百留 明子

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成31年4月2日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
宗像市東郷一丁目989番1及び989番6から989番19まで
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
福岡市博多区吉塚本町13番109号
JR九州住宅株式会社
代表取締役 島野 英明

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成31年4月2日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
糸島市高田五丁目62番1及び62番3
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
糸島市高田五丁目5番18号
山本 清子

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により田川市から送付のあった次の都市計画の図書の写しを福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成31年4月2日

福岡県知事 小川 洋

筑豊広域都市計画道路の変更（平成31年3月12日田川市告示第36号）

公安委員会**福岡県公安委員会告示第63号**

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項の規定に基づく猟銃及び空気銃の所持に関する講習会（初心者に対する講習会）を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第17条第2項の規定により告示する。

平成31年4月2日

福岡県公安委員会

- 1 講習会の日時、場所等
(1) 講習会の日時

令和元年5月21日（火） 午前10時00分から午後5時00分までの間

(2) 講習会の場所

北九州市小倉北区大門一丁目6番19号 小倉北警察署 会議室

(3) 受講対象者

福岡県内に住所を有する者

2 講習の時間及び科目

時 間	科 目
午前10時00分～午後3時30分	猟銃及び空気銃の所持に関する法令 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い
午後3時30分～午後4時30分	講習結果に対する考査
午後4時30分～午後5時00分	考査結果の公表 (合格者に対する講習修了証明書の交付)

3 注意事項

- 受講希望者は、猟銃等講習受講申込書に所定の事項を記入し、写真（申込み前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルのもの）を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- 上記申込みは、受講日の1週間前までにすること。
- 受講申込者は、申込みの際に手数料6,800円（福岡県領収証紙）を納付すること。
- 講習会の当日は、筆記用具（ボールペン）、印鑑及び講習通知書並びにテキスト「猟銃等取扱読本」を必ず持参すること。
- 講習会に関する問い合わせは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。
- 会場の都合等により、講習会の場所が隣接警察署等に変更となる場合もあるが、その場合は、事前に受講希望者に連絡する。

福岡県公安委員会告示第64号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項の規定に基づく猟銃及び空気銃の所持に関する講習会（経験者に対する講習会）を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第17条第2項の規定により告示する。

平成31年4月2日

福岡県公安委員会

1 講習会の日時、場所等

日 時	場 所	開催警察署
令和元年5月15日（水） 午後1時30分～午後4時30分	福岡市早良区百道一丁目5番15号 早良警察署 会議室	早良警察署
令和元年5月20日（月） 午後1時30分～午後4時30分	北九州市八幡西区光明一丁目6番6号 折尾警察署 会議室	折尾警察署
令和元年5月21日（火） 午後1時30分～午後4時30分	田川郡川崎町田原772番地1 川崎町勤労青少年ホール	田川警察署
令和元年5月27日（月） 午後1時30分～午後4時30分	久留米市東櫛原町1002番地2 久留米警察署 会議室	久留米警察署

2 講習の科目

- 猟銃及び空気銃の所持に関する法令
- 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

3 注意事項

- 受講希望者は、猟銃等講習受講申込書に所定の事項を記入し、写真（申込み前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3センチメートル、横2.4センチメートルのもの）を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- 上記申込みは、受講日の1週間前までにすること。
- 受講申込者は、申込みの際に手数料3,000円（福岡県領収証紙）を納付すること。
- 講習会の当日は、筆記用具、印鑑及び講習通知書並びにテキスト「猟銃等取扱いの知識と実際」を必ず持参すること。
- 講習会に関する問合せは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。

福岡県公安委員会告示第65号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の5第1項の規定に基づく猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習（技能講習）を次のとおり開催するので告示する。

平成31年4月2日

福岡県公安委員会

1 散弾銃技能講習

日 時	場 所	射撃方法	受講可能人員
令和元年6月6日(木) 午前9時00分～午後5時00分	筑紫野市大字柚須原 223番地25 福岡県立総合射撃場	トラップ射撃	各日18名
令和元年6月13日(木) 午前9時00分～午後5時00分			
令和元年6月20日(木) 午前9時00分～午後5時00分			

2 ライフル銃技能講習・ライフル銃及び散弾銃以外の猟銃技能講習

日 時	場 所	射撃方法	受講可能人員
令和元年6月6日(木) 午前9時00分～午後5時00分	筑紫野市大字柚須原 223番地25 福岡県立総合射撃場	大口径 ライフル射撃	15名

3 注意事項

- (1) 受講希望者は、技能講習受講申込書に所定の事項を記入し、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- (2) 上記申込みは、受講日の1か月前までに申し込むこと。
- (3) 受講申込者は、申込みの際に手数料12,300円(福岡県領収証紙)を納付すること。
- (4) 講習の当日は、所持許可証、技能講習通知書、技能講習に用いる銃砲及び当該銃砲に適合し、かつ、福岡県立総合射撃場で使用可能な実包を必ず持参すること。
- (5) 講習の当日は、耳栓、ベスト、雨具等射撃する際に必要な用具を必ず持参すること。
- (6) 講習時間の都合上、射撃の練習を行う時間がないので、受講者は、事前に射撃の練習をするように努めること。
- (7) ライフル銃技能講習と散弾銃技能講習を同一日に受講することはできないので

、各々別の日に受講すること。

(8) 講習に関する問合せは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。

(9) 気象状況等により講習時間を変更する場合は、福岡県立総合射撃場が、事前に受講希望者に連絡する。

福岡県公安委員会告示第66号

銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)第9条の14第1項の規定に基づく年少射撃資格の認定のための講習会(年少射撃資格講習会)を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令(昭和33年政令第33号)第29条第1項の規定により告示する。

平成31年4月2日

福岡県公安委員会

1 講習会の日時、場所等

- (1) 講習会の日時
令和元年5月6日(月・休日)午前10時00分から午後5時00分までの間
- (2) 講習会の場所
福岡市博多区東公園7番7号 福岡県警察本部4階生活安全部会議室
- (3) 受講対象者
福岡県内に住所を有する者で年少射撃資格の認定を受けようとするもの

2 講習の時間及び科目

時 間	科 目
午前10時00分～午後3時30分	空気銃の所持に関する法令 空気銃の使用の方法
午後3時30分～午後4時30分	講習結果に対する考査
午後4時30分～午後5時00分	考査結果の公表 (合格者に対する講習修了証明書の交付)

3 注意事項

- (1) 受講希望者は、年少射撃資格講習受講申込書に所定の事項を記入し、写真(申込み前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3センチメートル、

横24センチメートルのもの)を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。

- (2) 上記申込みは、4月26日(金)までにすること。
- (3) 受講申込者は、申込みの際に手数料9,700円(福岡県領収証紙)を納付すること。
- (4) 講習会の当日は、筆記用具(ボールペン)、印鑑及び講習通知書並びにテキスト「空気銃・空気けん銃取扱読本」を必ず持参すること。
- (5) 講習会に関する問合せは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。